

再生可能エネルギー等設備導入補助金のご案内 (令和7年度)

次世代自動車 版

千葉市では、家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靱化を図るため、次世代自動車およびV2H 充放電設備を導入する市民の方（法人を除く）に、補助金を交付します。

申請される方は、千葉市補助金等交付規則及び千葉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱をご確認ください。なお、本補助金は**事後申請**となりますのでご注意ください。

補助対象設備

設備名		受付期間
次世代 自動車	電気自動車（EV） プラグインハイブリッド自動車（PHV） ※太陽光発電設備・V2H 充放電設備の併設が 条件となります。	＜申請受付期間＞ 令和7年5月1日（木）～ 予算上限に達するまで （なお、予算上限に達しない場合は 令和8年1月30日（金）まで） （受付時間 9:00～17:00） （土・日・祝日、年末年始を除く）
V2H 充放電設備		

令和6年度からの主な変更点

◆補助メニューの廃止

- ・電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車の単体補助は廃止となりました。

◆補助額の増額

- ・電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車導入時に
太陽光発電設備併設の場合の補助額が10万円から15万円に変更となりました。

◆提出書類の変更（V2H 充放電設備）

- ・契約の内訳が分かる書類（見積書等）を追加しました。
- ・領収内訳書から補助対象経費内訳書に変更になりました。

！！注意点！！

- 提出書類に関して、虚偽の記載や不正行為が認められた場合は、千葉市補助金等交付規則に則り、当該補助金の交付決定は取り消しとなります。ご注意ください。
- 各提出書類の氏名欄には、申請者の自署または記名押印が必要です。なお、書類を訂正する場合はP8の「申請書類の訂正方法」を参照し、適切に訂正をお願いします。
- 交付申請書兼実績報告書の審査を開始する日は、千葉市に書類を提出した日ではなく、提出書類に不備・不足等がないことを市が確認した日付になりますので、余裕をもって書類を提出してください（交付決定兼額確定通知書は、交付申請書類を市が受けた後、約8週間で発送します）。
- 交付申請書兼実績報告書一式は、原則、引渡し完了日から2か月以内にご提出ください。
- リースにより設備を導入した場合は、リース会社との連名申請となり提出書類が異なりますのでご注意ください。

<受付方法>

受付は先着順で行います。最新の募集状況は、市のホームページをご覧ください。

【URL】

https://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/datsutanso/ev_hojo.html



〈補助金事業の概要〉

1 補助金の額

設備名（※1）	補助金の額（※4）
電気自動車（EV）	太陽光発電設備併設あり※3 15万円
プラグインハイブリッド自動車（PHV）	太陽光発電設備及びV2H充放電設備併設あり※3 15万円
V2H充放電設備	補助対象経費（設備本体の購入費）（※2）の1/10 （千円未満切捨て）（上限25万円）

※1 複数の設備について補助金の申請をすることが可能です。また、「住宅用設備 版」に記載されている設備（太陽光発電システム、ZEH、エネファーム、蓄電池、窓の断熱改修）についても同時申請することが可能です。

例：太陽光発電システムとEVおよびV2H充放電設備を申請する。

※2 経費（税抜）から国等の補助金相当額を引いた金額が補助対象経費となります。

※3 太陽光発電設備で発電した電気をEVまたはPHVに充電できることが必要です。

※4 この欄の金額より少ない場合は、その額が補助金額（千円未満切捨て）となります。

2 申請要件

補助金を受けようとする方は、申請する設備に応じて次の要件を全て満たしている必要があります。

（1）全設備共通

ア 申請者が設備の導入費用を負担して設備を所有すること（所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む）による購入およびリースによる導入を含む）。

※「領収書」の宛名に申請者が含まれていることが必要です。

イ 設備を導入した住宅に、申請者が居住していること。

※居住とは、本市の住民基本台帳に記録されていることであり、住民情報照会又は住民票により確認します。

ウ 市に納付すべき税（延滞金を含む）の滞納がないこと。

※市の納税状況照会により確認します（申請書において同意が必要です）。

エ 住宅その他申請に係る設備が共有名義、または申請者以外が所有している場合は、すべての所有者から同意を得ていること。

※申請書に申請者以外の全所有者の自署が必要です。

オ 当該住宅において、過去に同一の「設備名」に係る市の補助金の交付を受けていないこと。

※V2H充放電設備について、補助金の交付を受けた者と別の世帯を構成する者が設備を設置する場合は補助金の対象です。

※次世代自動車については、補助金の交付を受けた者と別の世帯を構成する者が設備を設置する場合のほか、同一世帯内であっても申請者が異なる場合は補助金の対象です。

カ 各設備が5ページに記載の「適合すべき設備の仕様」に適合していること。

キ 設備が未使用品であること。

ク リースにより導入する場合は、設備を導入する者とリース事業者が共同で補助事業を行うものとし、リース事業者は、当該設備を導入する者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元すること（リース契約は、リース期間が財産処分制限期間以上であるか、リース期間終了後、設備を導入した者が設備を購入する契約となっていること）。

（２）電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHV）

- ア 申請日までに、太陽光発電設備が設置され、発電した電気を電気自動車・プラグインハイブリッド自動車に充電できること。
- イ 太陽光発電設備及び V2H 充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、申請日までに 5 ページに記載の「適合すべき設備の仕様」に適合している V2H 充放電設備が設置されていること。
- ウ 自動車検査証の初度登録年月及び交付年月日が次の期間の間であること。

初度登録年月：令和 7 年 4 月～令和 8 年 1 月

交付年月日：令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 1 月 15 日

（３）V2H 充放電設備

- ア 申請日までに、住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車（EV）またはプラグインハイブリッド自動車（PHV）が導入されていること。
- イ 設備の設置工事の開始日及び完了日が**令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 1 月 30 日**までの間であること（新築・建売住宅の場合は、同期間の間に引渡しを受けること）。
- ウ 共同住宅（賃貸住宅を除く）の場合は、設備を自らの専有部分の用に供し、かつ、設備の設置箇所の使用について当該共同住宅の管理組合の総会の議決又は全ての区分所有者の同意を得ること。

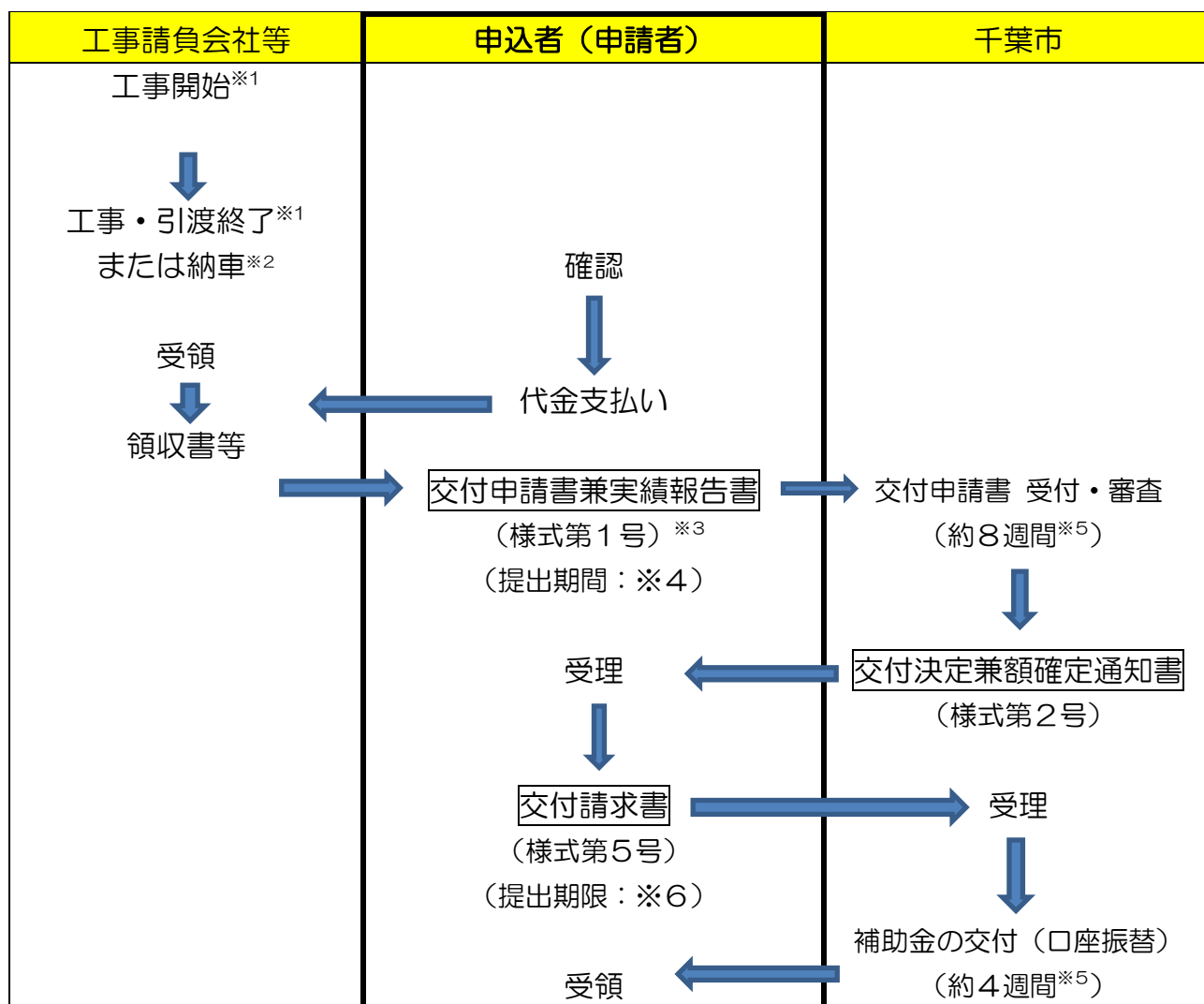
適合すべき設備の仕様

設備名	設備の仕様
電気自動車	電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ）で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもののうち、次の要件を満たすもの。ただし、原則として自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。 （１）補助事業を実施する者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く）であること。 （２）自動車検査証の使用の本拠の位置が、当該電気自動車を導入する住宅の住所であること。 （３）自動車検査証の初度登録年月が、補助金の交付の申請をする年度の4月から1月までの月、かつ、交付年月日が当該年度の4月1日から1月15日までの日であること。 （４）自動車検査証の使用が補助事業を実施する者であること。 （５）国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。
プラグインハイブリッド自動車	電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」「軽油・電気」と記載されているもののうち、次の要件を満たすもの。ただし、原則として自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。 （１）補助事業を実施する者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く）であること。 （２）自動車検査証の使用の本拠の位置が、当該プラグインハイブリッド自動車を導入する住宅の住所であること。 （３）自動車検査証の初度登録年月が、補助金の交付の申請をする年度の4月から1月までの月、かつ、交付年月日が当該年度の4月1日から1月15日までの日であること。 （４）自動車検査証の使用が補助事業を実施する者であること。 （５）国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているプラグインハイブリッド自動車であること。
V2H充放電設備	電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。

補助対象経費

設備名	補助対象経費
電気自動車	電気自動車本体の購入費
プラグインハイブリッド自動車	プラグインハイブリッド自動車本体の購入費
V2H充放電設備	V2H充放電設備本体の購入費

3 補助金交付の流れ



※1 V2H 充放電設備の場合、工事の開始日及び完了日が、令和7年4月1日から令和8年1月30日までの間であること。

※2 自動車検査証の初度登録年月及び交付年月日が次の期間の間であることが必要です。

初度登録年月：令和7年4月～令和8年1月

交付年月日：令和7年4月1日～令和8年1月15日

※3 リースによる設備の導入の場合は様式第1号の2

※4 交付申請書兼実績報告書の提出期間

令和7年5月1日（木）～予算上限に達するまで（なお、予算上限に達しない場合は令和8年1月30日（金）まで）

（受付時間：9:00～17:00 土・日・祝日・年末年始を除く）

※5 受付・審査・交付に要する期間は目安です。申請が集中する時期は、上記の目安に加えて1～2週間かかることがあります。書類に不備や不足がある場合は、さらに日数がかかります。

※6 請求書の提出期限

交付決定兼額確定通知書に同封の書類をご確認ください（おおよそ、通知書の送付日から2週間後を期限としています）。なお、最終的な提出期限は令和8年3月10日（火）です。

4 補助金の交付申請

(1) 申請期間

令和7年5月1日(木)～予算上限に達するまで(なお、予算上限に達しない場合は令和8年1月30日(金)まで)

(受付時間：9:00～17:00 土・日・祝日、年末年始を除く)

原則、設備の引渡し後、2か月以内に申請してください。

先着順で受付します。ただし、同日の受付で募集予算額を超えた場合は、抽選により補助対象者を決定します。

(2) 提出方法

持参、郵送又は電子申請(上記期日までに必着)

※電子申請にあたっては、公的個人認証による電子署名が必要です。

なお、電子申請ができるのは申請者本人のみとなります。(代理申請はできません)

(3) 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎高層棟7階
千葉市環境局環境保全部脱炭素推進課(企画班)

(4) 書類提出後の流れ

交付申請書類を受理した後、約8週間で市から「千葉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付決定兼額確定通知書(様式第2号)」を発送します。その後、交付請求書を提出していただきます。

なお、交付申請書類受付後に、市の職員が現地調査を行う場合があります。その際、申請者へ事前にお知らせせず、敷地外から建物等の確認・写真撮影を行う場合がありますので、ご了承下さい。

※敷地内へ立入が必要な場合は、事前にご連絡した上で伺います。

交付決定兼額確定通知書を受け取った後は速やかに「5 補助金の交付請求」の手続きをお願いします。

申請書類の訂正方法

申請書類に不足がある場合、原則、書類を受理することができません。次頁以降の「(5) 提出書類」を熟読のうえ、必要な書類を揃えた上で提出してください。コピーでの提出が必要な書類については事前にご準備ください。

申請書の記入上の注意

- ① 修正液等の使用、2度書き、塗りつぶし等はいけません。
- ② 「消せるボールペン」は使用しないでください。

受理できない申請書の記載例



書き間違えた場合の訂正方法について

修正方法1 訂正署名

- ① 間違えた箇所に二重線を引く。
- ② その上に正しい文言を書く。
- ③ その隣にフルネームで小さく署名する。

修正例（申請者が千葉 太郎さんの場合）

千葉 太郎 令和〇〇年〇月〇日
~~令和△△年△月△日~~

修正方法2 訂正印を押す

- ① 間違えた箇所に二重線を引き、訂正印を押印する。
- ② その上に正しい文言を書く。
- ③ 申請者欄にも同じ印鑑を押印する。

【注意】訂正印を使用する場合は、訂正した書類の申請者欄にも同じ印鑑を押印する必要があります。

修正例（申請者が千葉 太郎さんの場合）

令和〇〇年〇月〇日
~~令和△△年△月△日~~

近年、申請書類の不備や誤記により、補助金の交付決定まで時間を要するケースが増えています。申請書類に誤りがないか、提出前に再度ご確認をお願いいたします。

なお、自署する書類について、以下の対応を行うことにより書類の訂正対応がスムーズになりますので、ご検討ください。

<対象書類（自署または記名押印する書類）>

① 交付申請書兼実績報告書（様式第1号）

書類の上段と自署欄の脇に押印する。

※上記対応を行った場合でも、補助金交付申請額に係る訂正はできませんので、当該欄で不備や誤記があった場合は改めて書類を提出する必要があります。

(5) 提出書類

ア 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車

No.	提出書類	購入	リース
1	千葉県住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号） ※リースの場合は様式第1号の2 および別紙 ※住宅、その他の申請に係る設備が共有名義、または申請者以外が所有している場合は、すべての所有者の署名が必要です（申請者以外の同意欄）	○	○
2	住民票の写し ※様式第1号で市が住民情報を確認することに同意している場合は省略可	○	○
3	リース事業者の登記事項証明書（原本） （履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書） ※発行から3か月以内		○
4	契約書、注文書等の当該自動車の購入に係る契約が確認できる書類（コピー） ※契約書や注文書の中に契約者・発注者名や契約金額の内訳等が記載されているものをご提出ください。記載されていない場合は、その内訳を明らかにする書類を添付してください。 ※リースの場合はリース契約書（コピー）	○	○
5	設備の導入費用に係る領収書（コピー） 領収書が発行できない場合は領収証明書（原本） （領収証明書はHPから書式をダウンロードして作成してください） ※発行元の所在・名称が印字されていないものは受け付けられません。 ※代表者印、役職印又は社印等が押印されていることが必要です。 ※但し書きに補助対象自動車に係る領収書と確認できる旨を記載してください。 ※リースの場合はリース事業者が購入する自動車の購入費を確認できるもの。 ※ローン支払いの場合は、総額が確認できる領収書、領収証明書又はローン契約書のいずれかを提出してください。	○	○
6	自動車納車後の写真 ※任意様式の写真台帳を使用いただくと便利です。 ※保管場所（車庫・駐車場等）にて撮影してください。 ※ナンバープレートが写るように、車の全体を撮影してください。 ※写真の撮影方法の詳細は、P16～の「8 写真撮影時の注意事項」をご確認ください。	○	○
7	自動車検査証記録事項の写し ※原則として用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている4輪のものであり、使用の本拠の位置が申請者の住所であることが必要です。 ※初度登録年月が令和7年4月から令和8年1月まで、交付年月日が令和7年4月1日から令和8年1月15日までのもの。	○	○

8	太陽光発電設備を併設していることを確認することができる以下のいずれかの書類 ※申請者の住所等が確認できるものをご用意ください。 ・現在契約中の売電明細（発電元太陽光、住所の記載がある）のコピー又は電力受給契約変更申込書（東京電力の受付印があるもの）のコピー ・接続契約のご案内（コピー） ・保証書（モジュール及びパワーコンディショナー）のコピー（対象設備型式の記載があり、保証期間内であるもの） ・特定契約を締結したことが分かる書類 ・太陽電池モジュールが写っている住宅全景及び屋根面の写真（撮影日が記載されているもの）	○	○
9	太陽光発電設備で発電した電気を EV または PHV に充電できることが確認できる以下のいずれかの書類 ・充電設備の保証書のコピー（申請者の住所が確認でき、保証期間内であるもの） ・充電設備の設置状況が確認できる写真（撮影日が記載されているもの）	○	○
V 2 H 充放電設備を併設している場合			
10	V 2 H 充放電設備を設置していることが確認できる以下のいずれかの書類 ・V 2 H 充放電設備の保証書のコピー（申請者の住所が確認でき、保証期間内であるもの） ・V 2 H 充放電設備の設置状況の写真（設置状況及び銘板）※撮影日が記載されているもの	○	○
11	その他市長が必要と認める書類（手続代行届等）	○	○

イ V2H充放電設備

No.	提出書類	購入	リース
1	千葉県住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号） ※リースの場合は様式第1号の2および別紙 ※住宅、その他の申請に係る設備が共有名義、または申請者以外が所有している場合は、すべての所有者の署名が必要です（申請者以外の同意欄）	○	○
2	住民票の写し ※様式第1号で市が住民情報を確認することに同意している場合は省略可	○	○
3	リース事業者の登記事項証明書（原本） （履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書） ※発行から3か月以内		○
4	設備の導入費用が記載された工事請負契約書（コピー） （新築住宅の場合は建物の工事契約書のコピー、建売住宅の場合は建物の売買契約書のコピー） ※設備の導入が分かる部分の写しも添付してください。 ※発行元の所在・名称が印字されていないものは受け付けられません。 ※申請者及び施工業者双方の押印があるもので、収入印紙が貼付され消印があるもの（収入印紙の貼付が不要な書類を除く）。 ※申請者氏名が記載されていること。 ※代表者印、役職印又は社印等が押印されていることが必要です。 ※「見積書」及び「ローン契約書」だけでは受け付けられません。 ※契約内容を変更した場合は、変更契約書も添付してください。 ※注文書及び注文承り書による契約の場合は、どちらの提出も必須です。 ※リースの場合はリース契約書（コピー）	○	○
5	契約の内訳がわかる書類（見積書等） ※本体販売価格、工事費がわかるもの	○	○
6	設備の導入費用に係る領収書（コピー） 領収書が発行できない場合は領収証明書（原本） （領収証明書はHPから書式をダウンロードして作成してください） ※発行元の所在・名称が印字されていないものは受け付けられません。 ※代表者印、役職印又は社印等が押印されていることが必要です。 ※但し書きに「但しV2H充放電設備代として」又は「V2H充放電設備代を含む」等の補助対象設備に係る領収書と確認できる旨を記載してください。 ※リースの場合はリース事業者が購入する設備の購入費を確認できるもの。	○	○
7	補助対象経費内訳書 （HPから書式をダウンロードして作成してください） ※記載内容を確認のうえ、代表者印、役職印又は社印等を押印してください。 原則として領収書の発行元の所在・名称・印鑑と同一にしてください。	○	○
8	導入設備概要書 （HPから書式をダウンロードして作成してください）	○	○
9	設備の仕様（型番）が確認できる書類（コピー） （カタログ、製品ホームページ、取扱説明書など）	○	○

10	設備設置後の写真（設置状況及び銘板） ※任意様式の写真台帳を使用いただくと便利です。 ※撮影日を記載してください。 ※作業員や工具等が写っていないことで、設置工事の完了を確認します。 ※撮影写真から補助対象機器の銘板の記載内容が確認できないケースが多くなっています。必ず記載内容が確認できる書類を添付してください。 ※写真の撮影方法の詳細は、P16～の「8 写真撮影時の注意事項」をご確認ください。	○	○
11	住宅用太陽光発電設備が設置されていることを証明する以下のいずれかの書類 ※申請者の住所等が確認できるものをご用意ください。 ・現在契約中の売電明細（発電元太陽光、住所の記載がある）のコピー又は電力受給契約変更申込書（東京電力の受付印があるもの）のコピー ・接続契約のご案内（コピー） ・保証書（モジュール及びパワーコンディショナー）のコピー（対象設備型式の記載があり、保証期間内であるもの） ・特定契約を締結したことが分かる書類 ・太陽電池モジュールが写っている住宅全景及び屋根面の写真（撮影日が記載されているもの）	○	○
12	電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車の自動車検査証記録事項の写し ※用途が原則として「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている4輪のものであり、使用の本拠の位置が、V2H充放電設備を設置する住宅の住所と同一であるもの。	○	○
13	補助対象設備が未使用品であることを確認できる以下のいずれかの書類 ・保証書のコピー（補助対象設備が確認できるもの） ※保証開始日、販売店名、機器の型式、購入者氏名、住所が確認できるもの。 ・出荷証明書のコピー（納品書も可。補助対象設備が記載されているもの） ※出荷日が記載されていないものや宛先が申請者でないものは不可。	○	○
14	国補助を受けている場合は、国その他の団体からの補助金充当額を証する書類 ・交付決定通知書等	○	○
15	その他市長が必要と認める書類（手続代行届等）	○	○

5 補助金の交付請求

(1) 申請期限

交付決定兼額確定通知書に同封の書類をご確認ください。

(おおよそ、通知書の送付日から2週間後を期限としています)

※請求書の最終提出期限は令和8年3月10日(火)です。最終提出期限を超えた場合は補助金の交付ができなくなりますので、ご注意ください。

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1 番 1 号 千葉市役所本庁舎高層棟 7 階
千葉市環境局環境保全部脱炭素推進課(企画班)

(4) 書類提出後の流れ

交付請求書類を受理後、約4週間(さらに期間を要する場合があります)で市から口座振替にて補助金の交付を行います。なお、振込完了通知は行っておりません。

(5) 提出書類

1	千葉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書(様式第5号)
2	振込依頼書

6 処分の制限について

この補助金の対象となった設備を、以下の処分制限期間に処分(※)する場合は、事前に市の承認を受ける必要があります。

※「処分」とは、補助金の交付の目的に反しての使用、譲渡、交換、貸し付け、廃棄又は担保に供する等のことを指します。

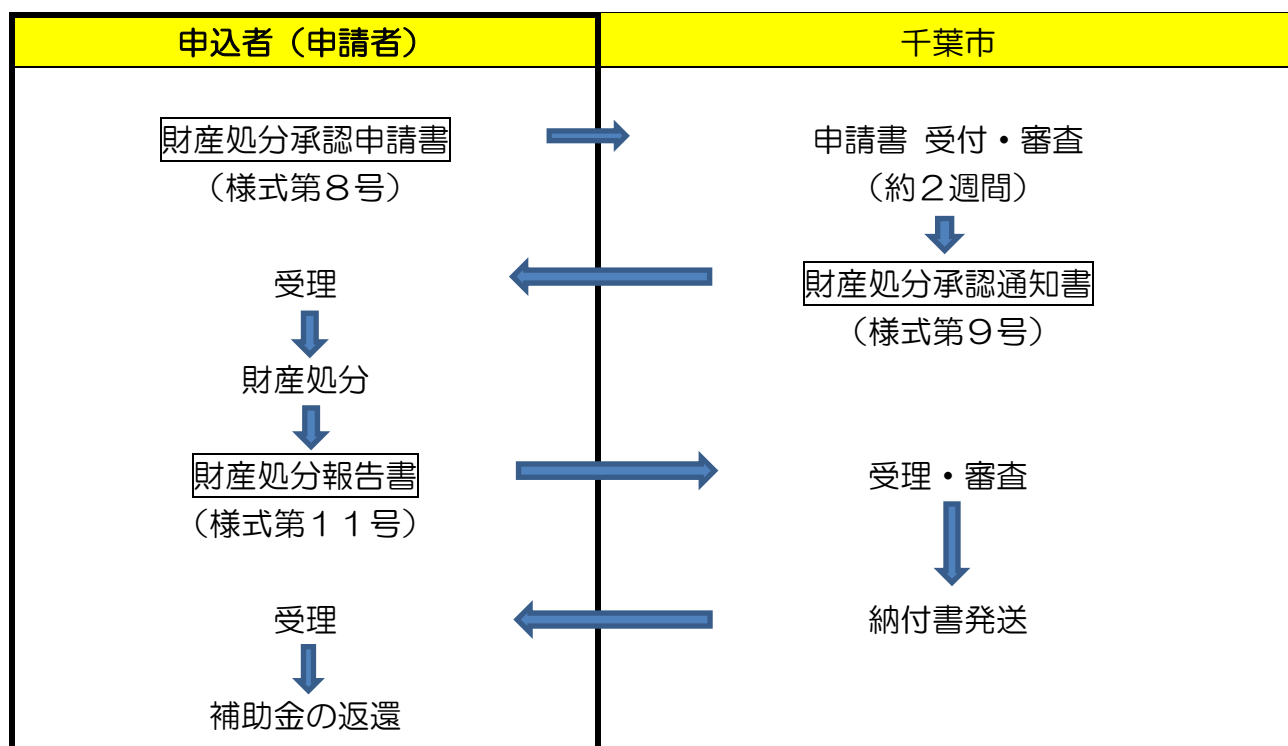
対象	処分制限期間
電気自動車	4 年
プラグインハイブリッド自動車	4 年
V2H 充放電設備	5 年

処分制限期間にやむを得ず処分する必要がある場合は、事前相談のうえ、「千葉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金財産処分承認申請書(様式第8号)」を提出してください。

また、処分制限期間が満了していない月数分の補助金を市に返還する必要がありますので、ご注意ください。

なお、処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合においては、金額の全部又は一部を免除することもあります。

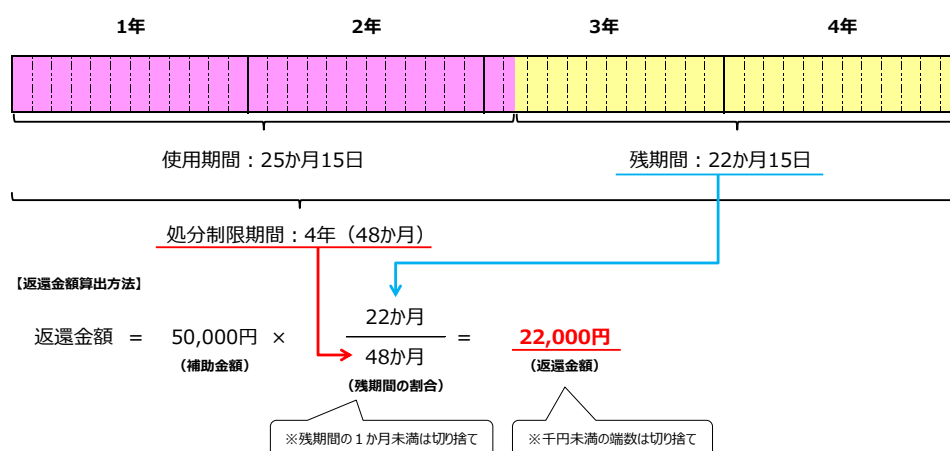
財産処分の流れ



■ 返還金額について

- ・返還金額は、補助対象設備の処分日の翌日から財産処分制限期間の満了日までの月数（1か月未満は切り捨て）の割合に相当する補助金額（千円未満切り捨て）となります。
- ・財産処分制限期間の算定起算日は、車検証の登録日となります。（V2Hの場合は工事完了日または住宅の引き渡し日）

【返還金額算出例】 25 か月 15 日使用した後に、処分しようとする場合



7 注意事項

- (1) 各提出書類の氏名欄には、申請者の自署または記名押印が必要です。なお書類を訂正する場合は、P8の「申請書類の訂正方法」をご確認の上、処理をお願いします。また、鉛筆、シャープペンシル、「消せるボールペン」での各書類の記入は認められませんので、ご注意ください。
- (2) 各提出書類について押印を使用する場合には、全て同一の印を使用してください。
- (3) 申請者は本制度についてご理解いただき、各種手続は原則として申請者本人が行ってください。ただし、手続代行届を提出することにより、手続を工事請負業者等に依頼することができます。この場合、手続の代行を依頼したことによる事故等については、市は一切の責任を負いかねます。また、手続を代行した場合でも、交付決定兼額確定通知書等、市が申請者あてに発行する文書は、申請者に直接送付しますので、手続代行者は申請者との連絡調整を緊密に行ってください。なお、確認事項の内容によっては、手続代行者にではなく、申請者本人に市から直接連絡をとる場合がありますので、ご理解ください。
- (4) (3)の手続代行者に申請書等作成を依頼し、かつ、その作成費用を支払う場合、手続代行者は行政書士または行政書士法人に限定されますのでご注意ください。
- (5) リースにより設備を導入した場合、連名での申請となり、交付決定兼額確定通知書等、市が申請者あてに発行する文書はリース事業者に送付しますので、連絡調整を緊密に行ってください。
- (6) 各提出書類には、提出期限が定められています。提出書類は、よく確認した上で提出してください。書類の不足や不備により書類が受け付けられないことによる損害等について、市は一切の責任を負いかねます。
- (7) 市は郵送事故等による書類の不受理の責任を負いません。

8 写真撮影時の注意事項

(1) 撮影写真について

○：必須、△：状況により必要

設置設備		施工後	銘板
電気自動車	車両	○	
	充電設備	△※2	△※2
プラグイン ハイブリッド 自動車	太陽電池モジュールが写っている住宅全景 及び屋根面の写真	△※1	
	V2H 本体	△※2	△※2
V2H	ユニット本体	○	○
	太陽電池モジュールが写っている住宅全景 及び屋根面の写真	△※1	

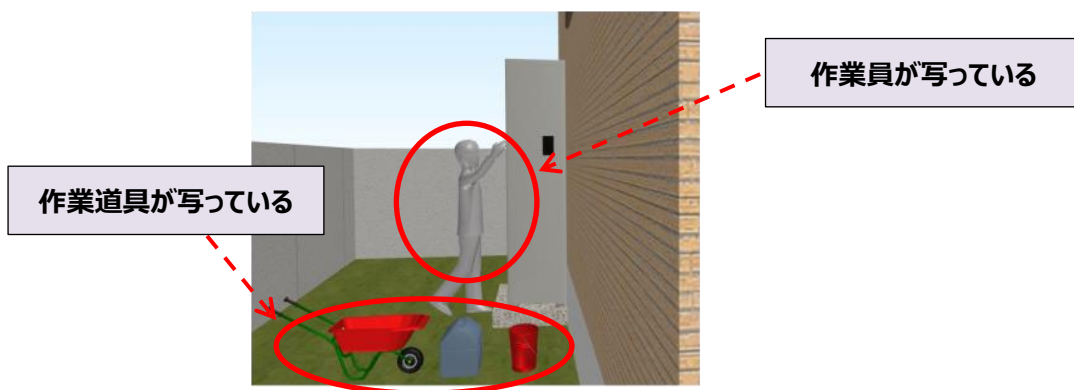
※1 保証書（モジュール及びパワーコンディショナー）のコピー等太陽光発電設備を併設していることを確認することができる書類を提出する場合は不要です。

※2 保証書のコピーを提出する場合は不要です。V2H で充電設備を兼ねている場合は、銘板の写真もご提出ください。

(2) 共通注意事項

- ・写真は高画質で撮影し、カラーで印刷してください。
- ・設備の設置に係る写真（施工後）について、「足場」「作業員」「作業道具」等が写っている場合、工事が完了していることが確認できないため、写真の不備となります。（太陽光発電設備の屋根面等、「足場」等を使用しないと写真の撮影が困難な場合を除く）

【参考】写真不備の事例



- ・夜間または夕暮れ時の撮影では設置状況が確認できないため、日中に撮影してください。
- ・銘板写真は、「型式」がわかる撮影をお願いします。（製造番号は不可）
- ・写真撮影日を記載してください。（撮影日がわかる写真、もしくは台帳に撮影日を記入）
- ・任意様式の写真台帳を使用いただくと便利です。

(3) 太陽光発電システムの写真に係る注意事項

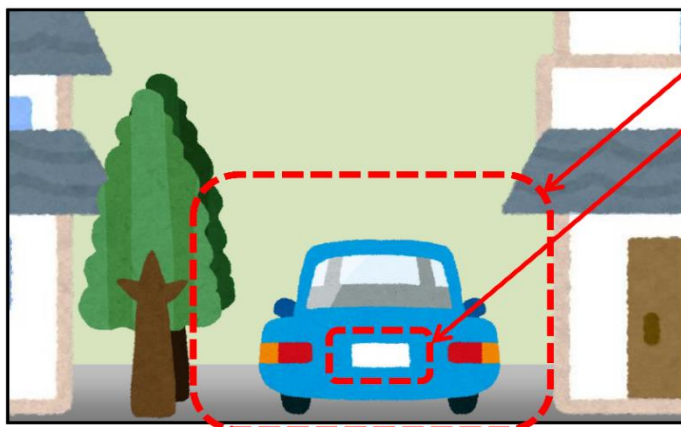
- 太陽光発電設備の設置する屋根面が写るように、住宅全体を撮影してください。
- 作業員、工具等が写っている場合は写真の不備となります。

【参考】撮影例



(4) 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の写真に係る注意事項

■写真撮影要件



【写真撮影例】

① 保管場所（車庫・駐車場等）にて撮影してください。

② 車の全体を写してください。

③ 車のナンバープレートを書してください。

※ ナンバープレートの記載内容が確認できるように写してください。

④ ①～③の要件を満たす写真が1枚で撮影できない場合は、複数枚撮影してください。

※太陽光発電設備を併設していることを確認する書類として、住宅全景及び屋根面の写真を提出する場合は（3）の注意事項をご確認ください。

※充電設備等の保証書の写しを提出できない場合は、充電設備等の設置状況が確認できる写真を撮影してください。

(5) V2H の写真に係る注意事項

- ・太陽光発電設備を併設していることを確認する書類として、住宅全景及び屋根面の写真を提出する場合は(3)の注意事項をご確認ください。

【参考】V2H の撮影例

本体	銘板
	

【書類の提出・お問い合わせ先】

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎高層棟7階

千葉市 環境局 環境保全部 脱炭素推進課（企画班）

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日、年末年始を除く）

電話 043-245-5185

E-mail kankyohozen-hojokin@city.chiba.lg.jp